

第1部 計画の構想

交通の安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念を基本に踏まえ、車両、船舶、航空機等の交通機関、それを運転、運航する人間及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し、計画を作成しなければならない。

第一に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、不斷の技術開発によってその構造、設備等の安全性を高めてゆくことが要請されるのはもちろんであるが、それとともに、各交通機関の社会的機能や特性に考慮を払いつつ社会的な要求に応じた安全水準を常に維持させるための措置を講じ、更に、必要な検査を実施しうる体制を一層充実させなければならない。

第二に、交通機関を運転、運航する人間にに関する安全対策については、運転、運航する人間の資質の向上及び資本制度の合理化、安全な運転、運航を確保するための指導と縛りの強化、各種組織における管理の改善等を通じての労働条件の適正化等を図らなければならない。更に、交通

故防止のためには、国民の交通安全意識の高揚が極めて重要であることにかんがみ、交通安全に関する教育及び広報、民間の交通安全活動等を推進する必要がある。

第三に、交通環境の面からの安全対策としては、人命尊重の見地に立った交通安全施設の整備、交通管制システムの充実、交通規制の強化等を図る必要がある。これらは、公共投資、公的規制等国や地方公共団体が担当し、あるいは関与すべき事柄であるという意味で最も重要な交通安全対策であるといえる。また、交通環境の整備に当たっては、特に混合交通に起因する接触の危険を排除するための方策を講ずるとともに、交通の流れを秩序づけることによって交通機関の安全な運転、運航に資する必要がある。

以上の考え方の下に有効適切な交通安全対策を講ずるに当たっては、その基礎として交通事故原因の総合的な研究調査及び交通の安全に関する科学技術の振興を図るとともに、各般の事故防止対策にもかかわらず不幸にして交通事故が発生した場合には、救助救急活動、被害者の傷害の治療、損害賠償の確保等必要な救済措置に万全を尽すよう努めるものとする。